

令和3年度

宇和島市新生活様式対応支援事業

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業の強化を図る事業者を支援いたします。

【お問合せ・お申込み先】

宇和島市役所商工観光課商工係

電話 49-7080

メール shoko2@city.uwajima.lg.jp

※制度の詳細、提出書類は宇和島市ホームページでご確認ください。

宇和島市 新生活様式 補助金

検索

1 販路を開拓したい

コロナ
対策

上限 50万円
補助率 3/4

【販路開拓事業】

「市外での見本市、展示会及び商談会（※主として販売を目的とするものを除く。）への出展並びに開催」を支援します。

【対象経費】

旅費、出展料、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、送料、委託料、広告宣伝費



2 ネットショップを開きたい、改良したい

コロナ
対策

上限 50万円
補助率 3/4

【ネットショップ事業】

「自社ネットショップの新規開設及び改良並びに自社ウェブサイトへの同機能の追加」、「他者ウェブサイトへの出店」を支援します。

【対象経費】 委託料（ウェブサイト制作費及び改良費、検索エンジン最適化対策費）、ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費、ネットショッピングモール月額利用料（利用開始月を含む最大6か月分。ただし、令和4年3月31日までに支払った経費に限る。）

3 来店客減少対策をしたい

コロナ
対策

上限 50万円
補助率 3/4

【テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業】

テイクアウト・デリバリー・ドライブスルーの新規開始又は拡充を支援します。

【対象経費】

店舗改修費、システム導入改修費、デリバリー用機材購入費、デリバリー用車両改造費、広告費等
※令和2年3月2日時点でテイクアウト・デリバリー・ドライブスルーを主な事業として行っていた事業者を除く
※広告費分の補助金上限額は10万円

4 ウイルス対策をしたい

コロナ
対策

上限 50万円
補助率 3/4

【衛生対策事業】

来客者の衛生環境向上のための設備（衛生設備、換気設備等）の整備及び店舗の改修等を支援します。

【対象経費】

衛生設備・換気設備等の整備費、店舗改修費等
※例・・・手洗設備、換気扇、仕切板 等
※補助対象外・・・空気清浄機・非接触型体温計等

5 消毒作業を実施したい

コロナ
対策

上限 50万円
補助率 3/4

【消毒対策事業】<事後申請>

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う消毒作業」を支援します。

【対象者】

感染拡大防止のため消毒作業を行う必要がある（あった）者

【対象経費】

委託料

7 キャッシュレス化を進めたい

コロナ
対策

上限 10万円

NEW

【キャッシュレス導入支援事業】<事後申請>

キャッシュレス決済（クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード決済等）を導入する事業者を支援します。

【補助額】

新規導入につき、定額2万円×事業所（店舗）数<最大10万円>

※複数導入した場合も定額2万円です

※申請は一度限り

※小売業、サービス業又は飲食店など消費者と対面で決済を行う業態に限る。

※既にキャッシュレス決済を導入している方でも、新たな決済方法を導入する場合は補助対象となります

（例：クレジットカード決済は既に導入済、QRコード決済を新規導入）

※令和4年3月31日までに、10件以上の決済実績が必要です

【注意事項】

●メニュー1～4で、申請前に事業に着手した場合は、補助対象となりません。メニュー5～8は、事業着手・完了後に申請してください。

●対象者は下記のとおりです。

（1）中小企業基本法に基づく中小企業者であって、以下の要件を満たす方

- ①市内に住所及び事業所を有する個人
- ②市内に登記事項証明書における本店を有する法人

6 新生活様式対応商品開発等支援事業補助金を活用したい

コロナ
対策

上限 125万円

【新生活様式対応商品開発等支援事業】<事後申請>

愛媛県が実施する「新生活様式対応商品開発等支援事業」の採択を受けた事業者に対して上乗せ補助を行い支援します。

【補助率】

県の補助率に応じて、上乗せ

- ・県1/2補助の場合、市1/4を上乗せ
- ・県2/3補助の場合、市1/12を上乗せ

【対象経費】

県の「新生活様式対応商品開発等支援事業」で

認められた経費

※連携体枠の場合、市内に本店を置く事業者が実際に負担した額が補助対象

8 事業再構築促進事業補助金を活用したい

コロナ
対策

上限 50万円

NEW

【事業再構築促進事業】<事後申請>

国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」の採択を受けた事業者に対して、上乗せ補助を行い支援します。
（中小企業—通常枠のみ対象）

【補助率】

国の補助率2/3に、市1/12を上乗せ

【対象経費】

国の「中小企業等事業再構築促進事業」で認められた経費

（2）組合等※

※医療法人、農業法人、社会福祉法人、NPOなど会社以外の法人も幅広く対象

<注>以下に該当する方は補助対象者となりません。

- （1）同一の事業に対して、市から他の補助金の交付を受けている者
- （2）補助金交付申請時に市税等を滞納している者
- （3）公序良俗に反する事業を行う者
- （4）前項に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

●補助事業の対象経費から消費税は除いてください。